

令和2年度 南大隅町議会定例会12月会議 会議録(第2号)

招集年月日 令和2年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 2日

開 議 令和2年 12月 11日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

欠 番	6番 水谷俊一君	10番 大久保孝司君
2番 松元勇治君	7番 日高孝壽君	11番 木佐貫徳和君
3番 津崎淳子君	8番 大坪満寿子君	12番 浪瀬敦郎君
5番 後藤道子君	欠 番	13番 大村明雄君

欠席議員 な し

会議録署名議員 : (7番)日高 孝壽 君 (8番)大坪 満寿子 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)下園 敬二 君 (書記)立神 久仁子 君
 (書記)土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田俊彦君	経 済 課 長	新保哲郎君
副 町 長	白川順二君	教育振興課長	上大川秋広君
教 育 長	山崎洋一君	税 務 課 長	川元俊朗君
総 務 課 長	相羽康德君	建 設 課 長	増田恭一君
支 所 長	川越貢君	町民保健課長	黒木秀君
会 計 管 理 者	打越昌子君	総務課課長補佐	中之浦伸一君
企 画 課 長	熊之細等君	総務課課長補佐	佐藤ひとみ君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課主幹	古殿裕一郎君
介護福祉課長	黒江鳴美君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和 2年 12月 11日 午後 1時 55分

議 事 日 程

日程第 1 一 般 質 問

< 休憩 全員協議会 >

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 議案第 3 1 号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(議案上程、説明)

日程第 3 議案第 3 2 号 令和 2 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 8 号) について

日程第 4 議案第 3 3 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 5 議案第 3 4 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 6 議案第 3 5 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 7 議案第 3 6 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業 (サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 8 議案第 3 7 号 令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 9 議案第 3 8 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

▼ 日程第1 一般質問

議長（大村明雄君）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

まず、津崎淳子さんの発言を許します。

[議員 津崎 淳子 君 登壇]

3番（津崎淳子さん）

今年も残り少なく、振り返れば新型コロナウイルス感染症の発生から始まり、その感染症対策として、3密防止、マスク着用、手洗い、手指の消毒など徹底して行われるようになり、また行動の在り方、制限規制、人とのかかわり方と生活が様変わりしました。

来年は、国が新型コロナのワクチンを国民全員への投与を目指すそうですが、その効果はどうなのでしょう。コロナが終息すればと願います。

コロナに振り回された1年でしたが、当たり前とっていた日常の有り難さを教えてもらった1年だったと思います。

では、今回は2問について質問します。

まず避難所についてですが、台風10号の際は大型台風を予測し、職員が全避難所に配置され運営にあたられたと聞きました。

①項、今までにない多数の方が避難したと聞きましたが、問題点や課題があったのか、伺います。

次に、町には福祉避難所はなく、老人福祉センターが福祉避難所的な役割をされていますが、川の氾濫、浸水の恐れを危惧し、根占保健センターと神山小を利用されたと聞きました。

老人福祉センターを福祉避難所的な役割とのことで、質問上、福祉避難所と言います。

②項、現在の福祉避難所が使えなかったが、今後どのようにされるのか伺います。

次に、馬毛島問題についてですが、2007年から馬毛島への米軍空母艦載機の陸上訓練（FCLP）の移転案が、何度も浮上してきましたが、2019年12月に政府が買収合意を発表しました。

最初に提示していた45億円が160億円と4倍にはね上がり驚きました。

地元である西之表市の矢板市長は、反対の立場を表明しました。

9月会議で、この馬毛島問題について大坪議員が質問し、町長の考えは情報の共有化を図り、その上でまた判断をしていかなければならない。

最終的には、国の専管事項ということになるかと思うが、状況下をよく鑑みながら判断していきたいと答弁されています。

①項、10月23日に知事と1市4町の市長との意見交換後の町長の考えを伺います。

次に、防衛省からの説明を受けるだけでなく、②項、多くの町民が騒音等、様々な心配

をしているが、町から防衛省への質問事項を提出する考えはないか伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

津崎議員の第1問第①項「台風10号の時に多数の人が避難所に避難したが、問題点や課題があったか伺う。」とのご質問でございますが、台風10号に伴う避難所については数十年に1度の大雨、暴風等となる可能性があり、マスコミ等でも繰り返し報道されたことから、多くの町民が避難されたところでございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にも注意を払いながら、避難所運営を行ったところでございますが、多くの町民が避難されたことから、受付に時間を要した点や予定した部屋がいっぱいになり、順次部屋数を追加するなど、これまでにない不具合が生じました。

また配置した職員への聞き取りを行った結果、施設内及び施設周辺の清掃、停電時の対策が不十分であるとの声が多く聞かれたところでございます。

現在、感染症拡大防止対策に加え、避難所の停電、熱中症対策等についても、国の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用し、必要な資機材の整備等にスピード感を持って取り組んでおります。

3番（津崎淳子さん）

昨日もお聞きしたんですけど、それ以外に私が聞いたのは、避難して大変だったのが、トイレが和式で年寄りには辛いというのが多かったです。

現在、指定避難所で洋式の水洗トイレは、22ヶ所中に11ヶ所設置されており、武道館のみ和式トイレとお聞きしました。

高齢者は、しゃがんだり立ったりの動作がきついし、子供も家庭では洋式トイレがほとんどで和式トイレが怖いという子供がいます。

子供や高齢者は、トイレに行くのを我慢して、水分を摂取しなければ脱水や膀胱炎、便秘または脳梗塞、心筋梗塞を起こすリスクが高まります。

武道館のトイレを洋式トイレにする考えはありませんか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

指定避難所の洋式トイレの設置のことでございますけれども、今議員から申されましたとおり22ヶ所の内21ヶ所が整備されております。

1ヶ所武道館が未設置というふうになっておりますが、現在、教育振興課におきまして、旧庁舎から洋式トイレを移設する方向で準備を進めているところでございます。

3番（津崎淳子さん）

よかったです。安心しました。

本当に必要な設備なので、設置を早めにしていただきたいと思います。

次に、停電になりトイレから戻る時に暗く、自分の場所が分からなくなったとお聞きし

ましたけど、どのように明かりを確保されましたか。

総務課長（相羽康徳君）

停電時の確保の部分でございますけれども、停電時、それぞれ持ってらっしゃるライト、それから避難所に配置しました懐中電灯等で対応されたとお聞きしております。

今後の避難所の停電対策ですけれども、国の交付金を活用して、避難所用として発電機を25台購入いたしました。

発電機につきましては、既に契約を締結しまして、来年1月に納品予定となっております。

また電気駆動自動車の購入も進めておりまして、指定避難所以外の避難にも今後は対応できるものというふうに考えております。

3番（津崎淳子さん）

若い人とか携帯電話のライト機能使われたりとか、持ってる方もいらっしゃったそうなんですけど、認知症の方も一般避難所の方にいらっしゃったみたいで、その方がトイレから戻った後に、自分の場所が分からなくなって、ウロウロされたりしてたということがあったので明かりの確保のほうをまたお願いします。

次に冷房がないので暑かったそうなんですけど、一部の人が扇風機持参でコンセントを使用したりして、また夜中に寝ている人もいるのに携帯電話で話している人がいたと聞きました。そうなんですか。

総務課長（相羽康徳君）

今回、避難所に配置しました職員の方から様々な問題点、それからご意見等をお聞きしております。

その中で、やはりそのような報告があったところでございます。

今後の避難所の暑さ対策といたしまして、今回の国の交付金を活用して、避難所用として今回大型扇風機25台を購入したところでございます。

3番（津崎淳子さん）

避難所では限られたスペースで多くの人と共同生活を送ることによって、プライバシーの確保が難しいなど不自由なことがたくさんあると思うんですけど、でも自分さえよければ、では共同生活が送れないと思うんです。

みんなが気持ちよく生活するために、生活ルールをつくり、みんなで守ることが必要だと思います。

例えば、携帯電話の使用はどこで、消灯は何時までですか、トイレを汚したら自分で綺麗にしましょうとか、昨日、大坪議員の質問の中の回答で、防災マップのほうにマナーが載せられてると言われたんですけど、今言った事とか載せられているのか、どうなんですか。

避難所に職員の方々が配置され、まだまだ私が今あげたこと以外にも気付いたことがあると思うんですけど、避難生活ルールを作成されるのはどうでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

防災マップの中で避難所の生活のルール等を取りまとめたものを今月中に配布したいというふうに考えております。

その中で表記してあるものが、お互い助け合っていきましょうということ、それから周

困への心配りをやりましょうと、それから惑わされない。それから役割分担をもって、お互い助け合いましょう。それから衛生を保つということで、ごみ等の処理、それから感染症対策等をまとめたところでございます。

それから特に避難所の中で話が出てきたのがペットの関係でございました。この部分につきましても、今回防災マップの中で避難所でのペットに関するポイントというようなことでまとめさせていただいたところでございます。

今後、まだまだ避難所を運営する中で、ご意見等が出てくるかと思えますけれども、そういう部分についても、集約して対応をしてまいりたいというふうに考えております。

3番（津崎淳子さん）

防災マップの方にのせられていることというのは、避難所のマナーで大まかなことだと思うので、先ほど発言したもう少し細かいところの避難所で生活する上での一つ一つのルールっていうのを作られたほうが私は良いかと思うので、もし作られましたら避難所で配布をするか、掲示をされるといいと思えますし、また広報の方でも載せて、周知をしていただくということもありかなと思えます。

記載されていることが、そのルールや役割内容とかも周知できると思えますので、検討していただきたいと思えます。

次にコロナ対策はされましたか。内容も教えてください。

総務課長（相羽康徳君）

コロナ対策の部分でございませぬけれども、今回、避難所感染症対策要領というものを作成いたしましたして、これに基づいて避難の職員が対応したところでございませぬ。

内容といたしましては、避難所運営職員はマスクを着用するとともに、以下の衛生管理用資材を携行するというので、ブルーシートであったり、ロープであったり、手袋、マスク、アルコール消毒液、こういったものを持参して避難所に行く。体温計も含めてですけれども、そういった形になっているところでございませぬ。

それから避難所運営職員は、避難所入り口で受付を実施し、避難者名簿に記入させ、併せて避難者の体調を確認し記録するとともに、衛生管理事項を記載したパンフレットを配布する。

パンフレットにつきましては、全員に生活ガイドという形でお配りをさせていただいたところでございませぬ。

それから体調に異常がない健常者については、健常者用の避難室に収容して、隣接する避難者とは原則として2m以上の間隔を確保した位置に配置していただきたいという注意事項、それから避難者に対し必要に応じ体温測定を実施する。

また咳が出るものについては、マスクを着用させるということで、できるだけマスク着用についても推奨したところでございませぬ。

3番（津崎淳子さん）

町民の方がマニュアルに沿って、マスク着用とか問題なく守られていたのでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

守れてない方もいらっしゃるかもしれませんが、対応した職員のほうから指示等がなされたかなというふうには考えております。

その他、命を守る災害時の行動ということで、全戸に配布にしておりましたので、これを参考にされて、避難者の方々は対応されたのかなというふうに考えております。

3番（津崎淳子さん）

避難所運営に感染予防と職員の方々も大変だったと思います。新型コロナウイルス感染症も発生せずよかったです。

次に何度も一般質問で避難所一覧の見直しを要望してありますが、変更する考えはありますか。

総務課長（相羽康徳君）

避難所一覧表でございますが、今回、先ほど申し上げました防災マップの中で避難所の場所、それから避難施設、それから今回については、災害種別の区分について新たに作成をしたところでございます。

その中でこの施設については、この災害には適用している、この部分については適用していないということが、一覧表で明確に分かるというような形になっております。

3番（津崎淳子さん）

今言われた災害種別、風水害や地震災害という種別に適用できる避難所というのをずっと今まで要望していました。それを作っていただいてよかったです。

町民の方が本当に避難する目安になると思いますので、ホームページはまだ見たところ変わってなかったので、ホームページのほうも掲載していただけたらと思います。

次に、昨年から自然災害時の避難対策について、自分が安全な場所にいる人は、避難所に行く必要がない。また安全な親戚、知人宅も避難先となりうると周知されています。

避難所はコロナ禍の中、通常の収容人数より距離やスペースを取るの、半分ぐらいになるかと思えます。

また感染を防ぐ為にも考えると避難勧告、避難指示＝避難所へという固定観念に縛られずに、命を守るため、在宅避難や親戚、知人宅などを選択する分散避難ができるなら、避難所の負荷を減らす効果が期待できると思います。

町の広報に新しい防災マップが作成され、自宅の場所が分かりやすく記載されているのを見ました。それでも分からない方は、防災監の出前講座を受講していただきたいのですが、前回の質問で地域の事情なので出来ない方もいらっしゃるの、なかなか個人でっていうのが聞けないっていうことも私も耳にしました。

そこで、個人で自分の家が危険なのか、在宅避難でよいのかというのは、教えていただけるのでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

今回の防災マップにつきましては、自分の家がどこの位置にあるかっていうのが、非常に分かりやすくなっております。

その中で、どういう災害にちょっと不適切であるということが分かるようになっております。そういった部分等を踏まえて、避難するべきか、避難しないことが妥当なのかっていう部分は、基本的にはその方が判断することになるかと思えますけれども、防災監が先ほどありましておおり、出前講座等に行っております。個人的にでも結構でございますので、そういう不安をお持ちの方については、どしどし、その場でも結構ですし、個人的に総務課の方にお出でいただくことも可能かというふうに考えております。

3番（津崎淳子さん）

今、個人でもいいということで、本当にハザードマップを配布していただいて、前の航空写真から地図、家の写真のほうに変えていただいて見やすくなったとは思っています。

ど、やはり高齢者の方とかがやっぱりちょっと分からないということが出てくるかと思うので、ここで聞けるということによかったです。

自分の家の危険度が認識出来ない方もいらっしゃるので、家ごとのリスクと命を守る方法、きめ細かく行政は伝えていただけたらと思います。

自分の家のリスクとなると、みんな真剣に聞くとおもいます。

場所や家ごとに異なるリスクを町民に認識してもらう努力が必要だと思います。

平成12年5月に公布された土砂災害防止法のキャッチフレーズが行政の知らせる努力、住民の知る努力で、土砂災害から住民の身体、生命を守るです。

土砂災害に限らず、他の災害にも通ずるとおもいます。

次の②項をお願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に、②項「福祉避難所が使えなかったが、今後どのようにされるか伺う。」とのご質問でございますが、これまでは、老人福祉センターが要配慮者を受け入れる福祉避難所として開設しておりましたが、今年9月台風9号と10号の2つの台風が1週間のうちに接近及び襲来したところでございます。

台風の大きさや進路、雨の降り方、強風域や暴風域の範囲、また想定される被害など、特に今回は浸水被害の懸念が予想されたことから、老人福祉センターから神山小学校へ急遽、福祉避難所の変更をしたところでございます。

なおコロナ禍での避難所であるということ、また福祉避難所配置に必要な職員数などを考慮し、保健センターを福祉避難所の2ヶ所目として開設したところでございます。

今後の福祉避難所につきましては、関係部署との協議を進め、指定避難所内の一部分及び保健センター等を候補として検討してまいりたいと考えているところでございます。

3番（津崎淳子さん）

今後は、その関係と相談しながら使っていくということなんですけど、令和元年9月会議の一般質問したんですけど、現在福祉避難所は1ヶ所だけだが、現状のままで十分であるか考えるのかを伺い、佐多地区と根占地区と検討するとの回答をいただきました。ということは、もう当面でなく、今後もそのような活用の仕方をされるのか、それとも佐多地区と根占地区に今後また検討して新しく考えられるのかお聞きしたいとおもいます。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

議員のただいまのご質問の件でございますが、福祉避難所につきまして近隣市町村の状況を調査したところでございますが、2市3町の近隣市町村の福祉避難所開設状況でございます。

いずれも社会福祉施設が福祉避難所として指定されておまして、大規模災害発生時の要援護者受入れのための2次避難所でありまして、現段階では通常の大雨や台風では開設しないとしているようでございます。

ただしかし高齢化率の高い我が町でございますので、今後は先ほど町長の答弁でもありましたとおり、指定避難所の建物内でその一部を要配慮者用として区分けし、環境整備を

図っていくという考え方で検討してまいりたいと考えております。

社会福祉協議会につきましては、今回は浸水被害ということが想定されましたので、使用しなかったということですが、災害の状況によっては、使用可能であると考えております。

なおまた佐多地区の福祉避難所につきましては、社会資源が限られているということでございますので、今のところは適当な候補地が見つからないという状況でございます。

3番（津崎淳子さん）

聞いていましたら、今の指定避難所の方を活用して候補地を探す予定なのか、もう探さずに今の指定避難所をそのまま使われるということで受け取ってよいのでしょうか。

国のほうは福祉避難所を推進されてると思うんです。

福祉避難所に入られる方というのは、要配慮者の方ですぐに動ける方でもないし、受け入れるのに準備も必要な方であり、またバリアフリーが必要だと思うんですけど、それが指定避難所でできるのかどうかお伺いしたいと思います。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

福祉避難所につきましては、現在の社会福祉協議会を運用して開設をしておりますが、耐震化の関係がございまして、正式に公表できるというものではございません。

しかしながら議員がおっしゃるとおり要配慮者につきましては、福祉避難所対応という方々がやはりいらっしゃいますので、それらを踏まえて運用という形で福祉避難所も開設を考えていきたいと考えております。

3番（津崎淳子さん）

今回ちょっと社会福祉協議会のほうにもお話をお聞きしたんですけど、前日に準備をしていて受入れ体制を整えていたけど、特別警報で大型台風と言われて行政のほうと協議を持たれて変更になりバタバタだったと聞きました。

福祉避難所をどうでしょうかということをお聞きしたら、やっぱり福祉避難所は必要で、今の所では川の浸水氾濫が不安なので、やはり別の所で設置していただきたいということをお聞きしましたので、当面は指定避難所でバリアフリーでできるんならよろしいんですけど、今後、やはり考えていっていただきたいと思っております。

検討いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

町長（森田俊彦君）

私の任期残任中の間になるべく、その部分は考慮したいというふうに思っております。

それぞれに介護福祉課長の方からの答弁がございましたけれども、総務課長の答弁の中でもありましたけれども、それぞれの災害の種類によって避難場所がその都度やはり変わってくる。それと災害のタイミングだとかいう部分もあります。

要介護の方々は、どうしても事前に移動手段、そしてまたバリアフリー化された部分、それと限られた職員数で見守らなければならない状況がございまして、そこら辺を勘案した状況とそれとあまりに遠距離になるような所でやるよりは、近場で少しでもできるような、そしてまた家族の方々の支援等もこの避難に関しては、やはり必要かというふうに思えます。

そこら辺のマニュアルづくりを徹底していきたいというふうに思えます。

3 番（津崎淳子さん）

次をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第2問第①項「知事と1市4町との意見交換会後の町長の考えを伺う。」とのご質問でございますが、10月23日馬毛島への「米軍空母艦載機陸上離着陸訓練(FCLP)の移転計画」について、塩田知事から1市4町の首長と意見交換の場を設けたいとのことで意見交換会が開催されたところでございます。

意見交換会終了後の考えでございますが、現段階では基幹産業(農林水産業)への影響など環境影響評価(アセスメント)が必要なこと、本町においては平成23年議員発議により「陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移転反対」の意見書が可決され、県や政府機関へ提出された経緯もあることから、民意を十分に尊重し、慎重適切な対応を行うべきだと考えております。

3 番（津崎淳子さん）

今回の民意を尊重するという事を発言していただいて大変嬉しく思うんですけど、4町会った後の報道をお聞きしますと、町長のコメント、3つ放送を録画して聞いたんですけど、馬毛島に近い自治体の意向を尊重したい。距離的な部分で考えると南大隅町とか屋久島町からすると地元の方々の意見を尊重せざるを得ないという話も出た。また皆さん共通の問題意識を持っていた1番の懸念材料が騒音問題、住民からの漁業や畜産業への影響を懸念する声があるものの、情報収集を続けるというコメントを出されてましたので、ちょっと、どこか放送のほう聞いてると、対岸の火事のように感じたんですけど、それが私だけだったのかもしれないけど、9月会議の大坪議員の一般質問も聞いてて、騒音により畜産業への影響があることがわかりました。

騒音がどのくらいなのか、35km離れてて実際に畜産業、漁業以外の私たちの生活に馬毛島に移転することによって、どのように影響があるのか、私はちょっと分からなかったもので調べました。

そこでちょっと出していただこうと思うんですけど (書画カメラ資料依頼有り)

まず馬毛島での自衛隊の訓令(FCLP)の話が出たのが2007年からで10年ぐらいなってるんですけど、そのFCLP訓練が最初、厚木基地から硫黄島約1,200kmあるんですけど、最初は厚木基地の方でFCLP訓練をされていたんですけど、厚木基地周辺が市街地化されて、騒音問題を周りの市町村が強く反対をされて、岩国基地のほうから、厚木基地周辺の方たちは硫黄島で訓練をしてもらえないかということで、岩国基地のほうから硫黄島のほうでされてたんですけど、米軍のほうが1,200kmから1,400kmと遠くなり、米軍の希望で馬毛島のほうが浮上してきたという話を聞きました。

岩国基地のほうから馬毛島だと400kmなので近いということで上がってきました。

(「次、お願いします。」との声あり)

(書画カメラ資料依頼有り)

その馬毛島基地での米軍のほうは、FCLP訓練だけを今のところ言ってるんですけど、自衛隊の訓練は、今上げているようにこれだけの訓練をされる予定です。

その中でV22という左端の1番下が、これはオスプレイです。オスプレイの事故というのは、今まで皆さんもご存知だと思うんですけど何度かありました。

沖縄の方でも、全議会・全県民の方が反対集会までされましたけど、今でも強行されています。

(「次、お願いします。」との声あり)

(書画カメラ資料依頼有り)

私は反対してるんですけど、その反対する最大の理由が、米軍の連続訓練(FCLP)など恒久的に永遠に続くということに利用されることです。

種子島・屋久島上空を含む訓練空域の可能性があります。種子島には10km離れていて、影響はないと言われてますが、この爆音と事故が問題になると思います。

そのFCLP訓練は、日中から深夜まで実施されます。3から5分間隔で1日300回、10日間で3,000回実施予定です。高度は僅か180mの超低空飛行です。同時に通常3から5機で実施し順番待ちの戦闘機は上空を旋回します。

そのFCLP訓練というのは、上空で旋回されており上空から着陸するとすぐに同時に、上に上がるということで、その時の爆音がすごいということです。

参加する米軍は約300名、期間中30日間は馬毛島に宿泊するというんですけど、馬毛島で、じっと、おとなしくしているのか、沖縄県を見てると問題というか疑問視します。

米軍を日本政府が規制することは出来ません。沖縄のことを見ていたら私はそう思います。

今、FCLPと言われてますが、港湾の利用も防衛副大臣が来られた時に可能性があることも述べられています。

米軍の利用は必ず拡大すると思っています。

馬毛島を本当に米軍にとって非常に使い勝手がよい基地になるそうです。

(「すみません。次をお願いしていいですか。」との声あり)

(書画カメラ資料依頼あり)

ちょっと見にくいかもしれないんですけど、島全体なんですけど、火薬庫もありますし、滑走路、訓練施設、オスプレイや戦闘機が飛び回ることによって、もし事故を起こしたりとかがして火災とかなった時とか、あと沖縄の普天間基地で泡消火剤使用によって、近くの水源地から発がん性物質が検出され、厚木基地近くでも検出されています。

馬毛島でも使用されたら周りには海です。鹿児島湾、海が汚染されます。もう種子島周辺1市4町だけの問題ではなくなると私は思っています。

次に事故です。

機体の墜落、部品の落下です。米軍は補償してくれません。FCLPだけでなく岩国で行われている低空飛行訓練も行われていく可能性もあると思っています。

沖縄普天間基地の横の国際大学で、機体が墜落した記憶を皆さん覚えていらっしゃるでしょうか。その時に消防隊が最初に駆けつけて、鎮火が終わると同時に隣の普天間基地の方から米軍の軍人が100人ぐらいフェンスを乗り越えて国際大学を封鎖されました。全職員も出されました。それがどうしてかと言いますと機体の一部から放射性物質が漏れてる可能性があって、防護服を着られて、土まで掘り起こし全部回収されたそうです。

そういうことが、もし南大隅町の上空で落下されて、南大隅町がそういう放射性物質が拡散されたらどうなるのでしょうか、この自然が壊れると思います。

(「次、お願いします。」との声あり)

(書画カメラ資料依頼有り)

これは厚木基地周辺の騒音の状態なんですけど、赤い所が騒音の大きい所です。距離的に言いますと中心部の所が厚木基地、白い所になるんですけど、点在してる所も含めてなんですけど、馬毛島から辺塚までが約39.5kmです。それに該当する所が八王子市。八王子市でも低空飛行訓練で騒音被害の苦情を挙げられています。

爆音の被害として、耳鳴りや難聴、心臓発作、頭痛、目まい、落ち付かなくなる、音に怯えるという事案も出てきています。

以上説明したんですけど、本当に、決して他人ごとではなく、南大隅町も今までの穏やかな日常ではなく、騒音による漁業、畜産業、健康被害、子供への影響、事故、機体の落下が起こり得ます。

一旦許可すると次々と米軍の軍事訓練が拡大されます。

以上のことを聞いてどう思われますか。

町長（森田俊彦君）

私共も情報収集には躍起になっている状況でございますけれども、マスコミ等で知り得る情報のほうが早いのかなというような状況であろうかというふうに思っております。

今、心配されたご懸念の案件は、我々も危惧するところ同じ状況でございます。そこら辺は我々としても要望として、どうなってるのかということも、まず状況をお聞きしているような状況でございます。

また確定したお話をいただいてない状況でございますので、私としてもまだ判断しかねない状況でございます。

3番（津崎淳子さん）

前回の大坪議員の質問の時にいろいろ調べたりして情報収集しましたけど、国の専管事項ということをおっしゃったんですけど、その専管事項という言葉がどういうことかと思ったら、国が一定に管轄することということなんですけど

（「すみません、最後の資料を出していただいていいですか。」との声あり）

（書画カメラ資料依頼有り）

（「日米地位協定についての資料をお願いしたいです。小さいですね、すみません。読み上げます。」との声あり）

国の専管事項と言いますが、米軍と日本で日米地位協定というのを結んでまして、日米安保条約に基づいて日本に駐留する米軍の法的地位や基地の運用管理を定めた協定なんですけど、基地がつくられれば規定により米軍の使用が拒めない。FCLPにとどまらずパラシュート降下を初め訓練を拡大させる可能性が高いです。

米軍機に国内法が適用されないため低空飛行や飛行の範囲の制限もない。

飛行ルートなど自然の取り決めもよく破り、危険度の高い訓練も実施しているのが実情である。

騒音被害など住民への影響を確保する必要があると思う。

米軍の民間空港や港の使用も認めています。

1960年の発効後未だ改定されていないです。

米軍人の公務中の犯罪の第一次裁判権や米軍機船舶の国内での自由な移動など規定されてまして、沖縄県での犯罪や事故、米兵が公務中の場合どんな罪を犯しても日本に裁くことが出来ない取り決めとなっています。

アメリカ軍人は、出入国時に日本側の検疫を免除されています。アメリカ軍の基地での新型コロナウイルス感性拡大に、これが繋がっているとされています。

以上のことをもって全国知事会は、地域協定の見直しを国に求めています。

しかし政府は、日米共同による貿易体制の維持強化を重視するため、米国側が嫌う地域協定の改定には及び腰です。未だ現状は、期待出来ないような状態ということです。

次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第②項「多くの町民が騒音等、様々な心配をしているが、町から防衛省への質問事項を提出する考えはないか。」とのご質問でございますが、防衛や安全保障の施策は、国の専管事項であります。まずは地元に対する十分かつ丁寧な説明が必要であると考えております。

今後も防衛省に住民説明会や意見交換会の開催を要望してまいります。十分な説明を聞いた後、質問事項の提出については検討してまいりたいと考えております。

3番（津崎淳子さん）

防衛省からの説明を聞く受け身の姿勢でなくて、要望も挙げていくということをお聞きしたんですけど、要望を挙げる上でも、うちは本当に観光の方で、今までずっと町長は力を入れていらっしゃるし、第一次基幹産業もあります。そういう面も要望でなくて、それを質問にして挙げていくというのも手だと思うんです。

本当にこの南大隅町の影響を心配し、懸念してる方のためにも強く見せていくべきだと私は思うんです。

町長が本当に力を入れた観光産業の芽も摘まれることになるかもしれません。今までの調べたことから思いまして、引続き町長がされると思い今回こそは反対を表明していただきたかったと思ってます。

本当に移住者も増え、私も夫のIターンで南大隅町に来ました。本当に南大隅町が好きです。本当にこの問題は町全体に関わることなので、町民が安心安全に生活出来、産業や観光に影響がないように、これからは私は声を上げていくつもりです。

以上で私の質問を終わります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

10 : 50
～
11 : 00

[議員 浪瀬 敦郎 君 登壇]

12番（浪瀬敦郎君）

質問順位7番の浪瀬でございます。

令和2年12月会議の一般質問を行います。

コロナ禍の全国的な影響により、特に観光産業や飲食業などにおきましては、全国的に

甚大な影響が発生しており、年末を控え国民生活に大きな経済打撃が危惧されております。

このことは本町の商工業者の方々へも大きな経済的損失を与えており、師走の月になっても収束の目途が立っておりません。

事業者の方々には、将来展望に大きな不安が心配されている中、大変なご苦勞を強いられていらっしゃると感じており、日常生活が早期に戻るよう祈っている1人であります。

12月会議におきまして、私は2問⑤項の一般質問をさせていただきます。

まず人口減少が止まらない中に過疎化は容赦なく進み、高齢化率は上がる一方の本町の実態であります。

高齢のお年寄りの皆さんは、いずれ私の世代を含め、将来に大きな不安を抱えておられる方が少なくありません。

そのような生活環境の中、私は、現在の福祉施策の在り方について、町民の多くからご意見をいただいておりますので、今般福祉タクシーの助成について質問します。

また昨年質問し地域住民は許より、交通事業者等から要望が多かった県道辺塚根占線出口地区の事業実施が見えてきておりますが、改良事業の早期完成について、住民要望も非常に多いことから、今後の工事等の日程について、改めてお伺いします。

具体的には福祉施策について。

まず①項目に、現在の福祉タクシー利用券の発行状況と利用実績、また僻地診療所への送迎に対する現状をお尋ねします。

②項目は、関連でございますが、現在のタクシー利用券の交付の在り方や診療所への送迎の方法、実態について町長の感じるところをお尋ねします。

③項目に、現状では日常生活において、高齢で年金生活の世帯の方々が必要により、病院への通院や買物等をされる時、現在のタクシー利用券の交付では、利用頻度に比して少ない気がする中、遠隔地居住の方々には非常に負担が大きいと考えます。

お年寄りを大事にする観点から、今後において財政事情を考慮しつつ、見直しをしていく考えはないか伺います。

私も妥当な交付額について、具体案としては、今のところありませんが、町民のご意見を聞いて方向性を見出せればと考えております。

次に、冒頭申し上げました、県道辺塚根占線出口地区の改良について、用地相談等あったと聞いておりますが、事業の概要、これまでの事業経過を、総事業費はいかほどと想定されるのかお伺いします。

また、早期完成が望まれている中、国体に間に合うのか、着工年度、完成年度の予定についてもお伺いし、私の壇上からの質問といたします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

浪瀬議員の第1問第①項「福祉タクシー券及び通院の実態を伺う。」とのご質問でございますが、平成28年度から高齢者の日常生活の利便性と福祉の増進を図ることを目的として、福祉タクシー券を発行しております。

町内に住所を有する75歳以上で運転免許証を所持していない方、もしくは運転免許証を自主返納した方について、現在、1枚当たり400円の額面で、1人当たり30枚つづりのものを交付しております。

外出支援による社会参加と自立を促し、経済的負担の軽減並びに福祉の増進が図られているものと考えております。

また通院の実態につきましては、大半が町内または隣接町への通院を想定しておりますが、場合によっては1時間以上かかる病院への通院もあると推察いたします。

福祉タクシーの利用と合わせ、スクールバスやコミュニティバス、温泉バスや乗合タクシーなどを併用して、高齢者の日常生活での病院受診や買物、金融機関などへの交通手段確保の一助としてご利用いただいているところでございます。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

28年から始まったわけですが、最近2、3ヶ年の交付率、そしてまた利用率、それが分かればお知らせください。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

お尋ねの実績数でございます。

福祉タクシーにつきまして、平成29年度交付者数が309人、比率にしまして62.32%、使用実績が4,622枚でございました。30年度につきまして

（「課長、数字を言う時はゆっくり言って。」との議長の声あり）

介護福祉課長（黒江鳴美君）

すいません。失礼しました。

30年度の交付者数でございますが、314名に交付してございまして、使用実績枚数が6,039枚、比率にしまして64.11%。

令和元年度でございます、交付者数332人に交付しまして、使用実績数が5,929枚、比率にしまして、59.53%というところでございます。

30年度から元年度におきましては、交付者数でやや増、18名が増えた状況でございましたが、使用実績につきましては、元年度末でマイナスの110枚というところでございます。

1月から3月にかけてのコロナの影響が若干は見えているのかなというふうに考えているところでございます。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

29年度309名。30年度314名。この利用率60%台というのは、残りはもう廃棄ということですかね。もう使えないということ。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

他市町の状況では繰越しで使えるというような市町村もあるようでございますが、当町では1年毎で交付をしておりますので廃棄という形になっております。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

聞くところによりますと3月に申請に来られた受け取られた。これ1年分もらえるということ、実際そうなんですか。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

3月も制度上のことですので交付はいたします。ですが使用の日数が3月末までということになりますので、交付をする際にしっかりと年度内の使用でございますというところを申し伝えております。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

次に75歳以上、免許を持ってない方。そしてまた免許を返納された方、これは該当しますよね。そして1つの夫婦でおられて、一方は免許を持って車を持っていらっしゃる。それで一方は、免許を持っていない。同じ世帯で、夫婦で、それも該当するんですかね。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

利用券につきましては、個人に交付しておりますので、同じ世帯内であっても、その場合は交付をしております。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

たまにタクシー券貰いましたかと言うと、うちはもう父ちゃんが持ってるから、車乗るから、もらえないんじゃないのとおっしゃるから、確認したところでございます。

それと免許返納の年齢が75歳以下の方が返納されても、この方も該当しますか。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

75歳以下の方でも、免許返納者であれば該当するというところでございます。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

こういう周知は、私も今日初めて今の件は知ったんですが、周知されているのかいないのか、なければ町報等で次からぜひ周知をしていただきたい。

次お願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第1問第②項「現在の利用形態をどのように感じるか伺う。」とのご質問でございますが、タクシー利用につきましては、小口から小口への交通手段としては、最も利便性の高いものと認識しております。

他市町においては、タクシー利用1回につき、1人1枚ずつの使用が多いようですが、本町は1回につき何枚でも使用可能としております。

数回に分けて使う場合や1度にたくさんの枚数を使用するなど、利用者のニーズに合わせて多様な使い方が出来ているところでございます。

また交付につきましては、本庁、佐多支所、それぞれを高齢者の日常生活圏域とした考え方で発行しておりますので、現状では、適正な利用状況が図られていると考えております。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

適正な利用はされてるとおっしゃいますけど、結局、身近にタクシーが近くにある住民の方は利用はしやすいと思うんですが、根占地区の横別府とか花ノ木とかですね。それと佐多地区はほとんどが遠い地域がありますので、そこらに対しての枚数の増刷とか、この

前の11月の町報に職員さんの通勤手当、これは距離によって格差がありますよね。こういう職員並みにはいけませんけど、こういう距離によっての増刷は出来ないかお伺いします。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

距離によっての見直しの考えはないかというような質問でございますが、自治会ごとの距離で見ますと、根占地区におきましては10km以上の自治会が6自治会、最高で16.7km、高田地区で自治会でございます。佐多地区におきましては10kmから20kmが10自治会、20km以上が5自治会で最高で27.6km打詰でございます。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、日常生活圏域という考え方が介護保険事業等の中でございまして、地理的条件、人口、交通事業について、おおむね病院やスーパー、食料品店など、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域という考え方がございます。

先ほど申しあげましたキロにつきましては、本庁、佐多支所、それぞれを起点とした、距離を申しあげましたけれども、やはり距離的な格差は、今後検討の必要があるのかなあというふうに考えております。

12番（浪瀬敦郎君）

タクシーは、岬タクシーですかね。

佐多地区は、何台いますか。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

佐多地区におきましては、現在のところ佐多交通のみというふうにお伺いしております。

12番（浪瀬敦郎君）

重なった場合に、これ予約制じゃないですよ。タクシーは。いつでも呼べると。しかし1台ではいつでも呼べる状態じゃないと思うんですね。それに変わる何か、町が車を在庫を置いて、それで職員さんが車の要請があった時、走るというようなことは出来ないかなとは思いますが、どうでしょうか。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

今現在、福祉タクシーの件でお話をさせていただいておりますので、今、先ほども、最初の答弁でも申しましたとおり、コミュニティバスであったりとかスクールバス、あるいは乗合混乗等ではないでいただくという考え方で進めておりますので、今のところ町として、そのところははっきりとしたご回答が出来ないところでございます。

12番（浪瀬敦郎君）

というのはですね、所管事務でちょっと休憩があつて伊座敷の石蔵、あそこでお年寄りの方が2.3名おられて、今からどこですかって言ったら、温泉に行って帰るんだけど、つなぎの手段が1時間以上待つというお話を聞きまして、タクシーチケットがあつても、タクシーがいなければ走れないという実情を聞きまして、その辺はつなぎの手段を調査

して、もしそれが1時間以上も空白があるのであれば、また行政側として検討していただきたい。

それは要望しときますので、次お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第1問第③項「福祉タクシーの利用権の拡充、見直しをする考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、高齢化率の高い本町の福祉行政において、高齢者が生き生きと生活するための多様な方面からの支援は常に重要な課題の1つでもあります。

公共交通機関の脆弱化している我が町において、外出支援策を拡充することは、現在のコロナ禍では相対するものがありますが、各種交通手段と合わせて、本事業の要綱等の見直しによる事業推進に取り組んでまいりたいと考えております。

12番（浪瀬敦郎君）

今の言葉を聞いてちょっと安心したんですが、昨日、町長が勇退されるということで、緊急を要することではないと思っておりましたが、町長の勇退発言により、これはもう任期中に何か手だてをしていただきたいという気持ちに変わりましたので、要望しておきます。

次お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第2問第①項「事業概要、事業経過、総事業費を伺う。」とのご質問でございますが、県大隅地域振興局へ改めて確認しましたところ、事業概要は全体で、赤瀬川工区、水枝谷工区、出口工区、合わせて3つの工区の改良計画であり、全体事業費約7億円。全体延長約2kmとのことでございます。そのうち、出口工区は約550mの改良計画でございます。

事業経過としましては、平成29年度から着手し今年度までに水枝谷工区の改良約410mが完了し、出口工区については、既に測量設計を終えて、現在、地権者と用地買収及び補償交渉を行っている状況とのことでございます。

12番（浪瀬敦郎君）

事業内容については理解をいたしました。

幅員の確保や個人の宅地への進入路については、十分検討されているかを伺います。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（増田恭一君）

ただいまのご質問についてでございますが、既に県のほうでは、測量設計が完了しております。

それにつきまして、個人ですとか宅地の方への乗り入れ、進入口につきまして、十分考慮されているものと考えております。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

次に栗之脇・松之迫方面から県道にあたる高齢者の方々がロードミラーではどうも走行しにくいと、また私も気付いたんですが、右側が見えないんですね。左は広いんですけど、出口から走ってくる車が見えにくい、これはぜひ、担当課長も現地に行って車を乗り入れして、確認していただき、それで右肩を取るのであれば、町費が出るのか、県がするのか、そこらはどうなんですか。

建設課長（増田恭一君）

ただいまご指摘のありました場所につきましては、自転車競技場入り口向かいの所かと思えますけれども、ここは町道松ヶ迫・赤瀬川線でございます。

今年度、この松ヶ迫・赤瀬川線につきましては、一部松之迫公民館手前の一部区間については、改良工事を行う予定としております。

また県道取付交差点部分につきましては、町としましては、改良工事を計画をしております。

ただ、あくまでも、それにつきましては、県道改良工事終了後に、町のほうで測量設計を行うこととしております。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

次をお願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第②項「改良事業の着工完了年度はいつ頃を予定しているか伺う。」とのご質問でございますが、県大隅地域振興局へ改めて確認しましたところ、出口工区は平成30年度より地権者と用地買収及び補償交渉を進めている状況でございますが、現在の用地取得の進捗率は約56%とのことでございます。そのため、出口工区の工事着手及び完了時期については、用地取得が完了していないため明言を差し控えたい、引き続き着実な事業推進を図ってまいりたいとのことでございます。

1 2 番（浪瀬敦郎君）

この事業は本来は今年が国体だったですよね。この国体前に終わるといような思いを持っていたんですが、そしてまた今度3年先送り、これまですればいいという県の考えなのか、できれば私はもう令和3年度中に終わるような県への働きをしていただきたい。そしてまた56%の用地買収、明言は出来ないとおっしゃいましたけど、その用地が遅れている理由は町長わかりますか。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

建設課長（増田恭一君）

ただいまのご質問に関しまして、町長のほうから答弁がありましたとおり、用地の取得の進捗状況は約56%というところでございます。

また用地取得が完了していない、その理由につきましては、個人情報等も含まれておりますので、詳細には伺ってはおりません。ただ相続などによる権利者多数による登記事務

に時間を要しているものというふうに考えております。

12番（浪瀬敦郎君）

できれば県知事が塩田さんですね。森田町長も親しみがあるような感じですので、ぜひ雑談でもいいから働きかけていただいて、ぜひ任期中に解決ができるように、そしてまた増田建設課長も3月いっぱい、この町を去るということですので、県庁に帰られるでしょうから、そこらはあわせて期待しておりますので、ぜひお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

11 : 28
～
11 : 31

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に後藤道子さんの発言を許します。

[議員 後藤 道子 君 登壇]

5番（後藤道子さん）

今回の一般質問の最後となりました。

昨日の町長からの来期への出馬はしないとの答弁に少しショックを受けました。

まだまだ課題は山積みであると考え、今後の執行部との信頼関係を再度、確認するために、一般質問を行います。

11月24日から新庁舎での業務がスタートいたしました。

新しい議場での一般質問ということで、初めて登壇した時のことを思い出します。

その時に私は「少子高齢化の波がこれからも加速していくことは否めない状況であり、本町の実情に合った施策を進めていくべきであると考え、お年寄りや子育て世代の方々より、ありがたい、南大隅町に住んでよかったと言っていただけのような施策を展開できるよう、議員としての立場で要望等を町政に反映していく議会活動をしたいと考えます。」と述べました。

今も同じ気持ちでいます。

町長におかれましても、令和2年度の施政方針の中で、施策の基本的な考え方に、今、時来たれり、最初の志を貫き通すということを「初志貫徹」で取組みを進めてまいりますとのことでした。

今年、1月16日に日本で初のコロナ感染者が確認されてから終息することなく、現在は悪化している状況です。

県内の感染者も増加傾向にあり、9日には県内で40人感染、1日で過去最多との発表があり、さらに昨日は、高校クラスターも発生し、県内の累計感染者数は772人となっています。

コロナ禍においては、いろいろなところで問題が発生しています。

田舎の高齢の親が心配だけど、県外からの帰省は躊躇しなければならない状況にあり、

地域の人助けが必要になる。すなわち地域コミュニティ強化の必要性、また専門学校や大学に通う学生の中退者が急増、190の大学で30%近い中退者がいるとの報道もありました。

我が町の出身の学生もアルバイトなどが出来ず困っているのではないかと思います、行政の支援の必要性を感じます。

そこで、今回私は、3問⑦項について質問いたします。

1 問目、議案の取扱いについて。

最近の議案について、新聞に掲載されることが多いように感じます。

そこで議案提出までのチェック体制をどのようにされているのか、今後の提出議案の執行部としての対応をどのようにされるのか伺います。

2 問目、地域おこし協力隊募集について。

今後も募集される予定があるか。また協力隊を地域コミュニティに活用する考えはないか伺います。

3 問目、ネッピー・みさきちゃん奨学金の見直しについて。

本年度の奨学金の利用状況を伺い、現在、コロナ禍において、地元出身の学生の支援の考えはないか伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

後藤議員の第1問第①項「追認議案とも捉えられる提案の在り方について伺う。」とのご質問でございますが、11月会議において議決をいただきました議案については、それぞれの立場における解釈の違いで、議員各位には大変ご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫びを申し上げます。

提案の在り方については追認と言われる議案提案は、いずれの事案においてもあってはならず、職員は条例規則に基づき、行政執務を進めることが肝要であり、今後は疑義のない提案に努めてまいりたいと考えております。

また、執務力向上に向けた職員研修にも取り組んでまいりたいと考えております。

5番（後藤道子さん）

質問の前に、一言言っておきますが、私は議決案件に対してではなく、あくまでも議決された案件の経緯を伺うのであり、そこはご理解をいただきたいというふうに考えます。

よろしいでしょうか。

では、議案26号は追認議案とも捉えられる提案だったような感じがするのですが、執行部は正しい提案だったと思うか伺います。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

昨日、大坪議員の質問にもお答えいたしましたけれども、条例、規則等々と致しましては、大きく2件であると考えております。

まず南大隅町議会の議決に付すべき契約及び契約の取得、または処分に関する条例でございますけれども、今回の案件については、同条例第2条の5,000万円以上の工事に当た

ることから、工事工期内において議決を求めたもので、こちらについては問題ないかなというふうに考えております。

次に、南大隅町契約規則でございますが、第43条第3項契約の内容において重大な変更を及ぼさない範囲内の契約変更であるというふうに認識をしているところでございます。ただ今回の当初設計において、合併特例債の全期活用期限に、まず工事を終えることを念頭に考えて、現庁舎の機能を元に設計を進めてまいりました。

結果的に庁舎のような規模の設計を行うには、設計の段階で庁舎内にどの部署がどのようなシステムを使っており、どのような構成であるかなど、事前の調査や移設に係る幹線設備等の設計も早期に別途行うべきであったというふうに考えております。

しかしながら短期間で把握することが困難で、当初設計に反映することが不可能であったことから、変更指示による施工に至り、工程会議を踏まえ、増減調整に係る精算を行ったところでございます。

今回の件を踏まえて、しかるべきタイミングで議会に説明を申し上げ、議案として提案すべきであったという部分について反省をしているところでございます。

5番（後藤道子さん）

昨日の答弁の中でもありました説明不足というのは、否めないというふうに考えますので、今後はこのようなことがないようにしていただきたいというふうに思います。

では、2問目をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「議案提出までのチェック体制を伺う。」とのご質問でございますが、契約案件については、業務を所管する担当課が総務課と協議し、議案を作成、担当課、決裁を経て、総務課長、副町長、町長の決裁で、議会へ議案を上程しているところであります。

また、条例制定については、担当課が例規システム等を活用し、議案を作成、担当課決裁を経て、総務課長、副町長、町長の決裁で議会へ議案を上程しております。

補正予算については、各課において精査の上、予算要求書を総務課へ提出、総務課長査定、町長、副町長査定を経て、総務課で補正予算書を作成し、議案として上程しております。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

11 : 44
~
11 : 47

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

5番（後藤道子さん）

では次に、3問目をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第③項「今後の提出議案への執行部としての対応を伺う。」とのご質問でございますが、契約案件に限らず、今後とも全ての議案において、条例、規則等に基づき、最善の注意を払い上程してまいりたいと考えております。

また今回の変更契約については、県の建設工事マニュアル等を参考にしながら、事務手続を進めましたが、本町においても、県に準じたマニュアル等を作成してまいりたいと考えております。

5番（後藤道子さん）

執行部と議会の信頼関係があつて、議案成立というふうになると考えますので、今後はその辺を十分注意しながら、わかりやすく、先ほどからも言いますが、説明をしていただきたいというふうに考えます。

では、2問目お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第2問第①項「今後も募集される予定があるか伺う。」とのご質問でございますが、昨日、木佐貫議員の質問でも答弁しましたとおり、今後も本町の地域活性化に必要な人材については、地域おこし協力隊を活用し募集してまいります。

5番（後藤道子さん）

今後もご使用されるということで、ありがたいことだというふうに考えます。また今後、今募集中に対して、協力隊を募集していただけるとありがたいというふうに考えますが、現在1名の方が隊員として活動されています。その前も、この方が募集をされた後も、募集はされていたというふうに考えます。

今この方は着任されて、今後、移住定住のほうにつなげるように頑張っていらっしゃいますが、今まで地域おこし協力隊として、こちらのほうに赴任していただいた方が、1名は今年3月に終わられた方が定住をしていただいております。その後も地域おこし協力隊として、うちの町に何人かいらっしゃいましたが、その方が途中で終わられたりとかされてます。そういうのを、そこに移住まで至らなかった原因というのがあるのであれば、その辺りは、執行部としてどのように考えていらっしゃいますか。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

定住につながらなかった理由ということでございますけれども、観光分野のほうにおきまして、これまで5名の方に着任をしていただいた実績があるかと思えます。

県全体での定住率が、30年度の実績でいきますと約54%、本町の観光分野におきましては、現在2名40%ということでございますけれども、定住につながらなかった理由が、いずれも家庭の事情ということでございました。

今後、定住につなげる仕組みとしては、着任期間中に起業それから事業継承など隊員が

やりたいこと、ここを見つけて必要とする支援策を行う仕組み、これが大切であろうと考えているところです。

5番（後藤道子さん）

他からもいろいろ話を聞きますと、その募集に対してのホームページがちょっとわかりづらいと、もう少し内容を深くというか、わかりやすく詳細まで分かるような形にしてほしいというような意見も伺いました。

今後その辺りを考慮しながらホームページの活用もされていってほしいというふうに思います。

次②項目お願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「協力隊を地域コミュニティに活用する考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、地域コミュニティについては、人口減少、少子高齢化等により、地域活動も厳しい状況にあると認識しております。

地域おこし協力隊の活用は、地域が抱える課題解決への一つの方法として、地域の課題がしっかりと整理されており、受入れのサポート体制が整った地域、任期終了後に定住につながるビジョンが描かれている地域であれば、地域おこし協力隊を活用した地域活性化に取り組むことは、可能ではないかと考えております。

5番（後藤道子さん）

南大隅創生総合戦略の中に、まちづくりの方向性ということが書かれております。この中で地域コミュニティの充実を図る、それをさせるために地区社協の設置を推進されたりとかかれて、特性を生かした地域づくりの推進ということで、今までやってこられたというふうに考えますが、ここで一つ提案なんですけど、このことを行うに対して、地域協力隊と同じように、集落支援員っていうのがあるんですが、総務省の事業の中に、これをこの地域コミュニティと一緒にやられるっていうのは、私としてはこの地域協力隊でコミュニティを生かすためには、この集落支援員の必要性を感じているものですから、その辺りを執行部としては、どのように捉えられるか伺います。

町長（森田俊彦君）

企画課長に答弁させます。

企画課長（熊之細等君）

集落支援員でございますけれども、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを、知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し地域の目配りとして集落の巡回、状況把握を実施する制度でございます。

支援員の1人あたりは350万、他の業務との兼任の場合は、1人あたり40万の特別交付税の財源措置がありますけれども、そういう地域からですね、そういう要望があれば一つの地域づくりと言いますか、一つの支援員として活用が考えられるのかなというふうに考えているところでございます。

5番（後藤道子さん）

この集落支援員は、平成20年度からある制度でありまして、平成30年度には専任の集落支援員という方が331団体で1,391人という方が全国にいらっしゃいます。

また自治会長などと兼務で支援員をされていらっしゃる方が3,497名いらっしゃいます。

うちの町も自治会組織がありますので、校区単位として、この集落支援員というのを進めてもいいのではないかとこのようにちょっと考えますし、また地域おこし協力隊をこのコミュニティの場に専任ということで派遣するという形も、両方、こういう総務省がやっている事業があるので、うちの町として活用できる方を利用して、前向きに地域活性化のためには必要性を感じますので、検討されるということですので、ぜひ町長の任期中にこれも進めていただければというふうに考えます。

では3問目お願いします。

議長（大村明雄君）

休憩します。

11 : 58
～
13 : 00

（議長交代）

副議長（浪瀬敦郎君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育長（山崎洋一君）

後藤議員の第3問第①項「本年度の奨学金の利用状況を伺う。」とのご質問でございますが、ネッピー・みさきちゃん奨学金の令和2年度の利用状況は、高等学校が2件、短期大学が1件、専門学校が2件、大学が2件、合計7件でございます。

5番（後藤道子さん）

この申請をされたのは、全て受理されたというふうに、この7件ということ、そういうことですか。

それとも他に申請をしたけれども、いつものように受理されなかった、利用出来なかったという方も中にいらっしゃいますか。他に。

教育長（山崎洋一君）

教育振興課長に答弁をさせます。

教育振興課長（上大川秋広君）

ご質問の申請受理がされなかったかというのにつきましては、ネッピー・みさきちゃん奨学金は、相互信用金庫のほうに利用者が申込みをしますので、その申込みされた方が利用出来なかったかどうかは、こちらのほうには報告はきておりませんので、この7件のみが分かるところでございます。

5番（後藤道子さん）

ではネッピー・みさきちゃん奨学金が設立されて、現在までの総件数を伺います。

教育振興課長（上大川秋広君）

総件数でございますが、全部で15件でございます。
内訳も必要でございますか。

（「出来たら。」との声あり）

教育振興課長（上大川秋広君）

平成30年度の利用状況は、高等学校が3件、短期大学が1件、大学が5件、合計9件でございます。

令和元年度は、高等学校が3件、大学が2件、大学院が1件、計6件で合わせて15件でございます。

5番（後藤道子さん）

Iターン・Uターンの方で奨学金の返済をされている方にも、奨学金は適用されるというふうに思っていますが、その利用状況を伺いたいと思います。

教育振興課長（上大川秋広君）

現在まで2名の方、Uターン者でございますが、利用されております。
平成30年度に1名、令和元年度に1名、合わせて2名でございます。

5番（後藤道子さん）

その方々の金額は分かりますか。

教育振興課長（上大川秋広君）

令和元年度の補助金が16万1,284円。これが30年度に利用された方です。1年遅れで申請していきますので、令和2年度の補助額が、2件で31万4,591円になりますので、2名分です。

5番（後藤道子さん）

これまで15件ということで、この奨学金も少しは町民の皆さんのためにもなっているのではないかというふうに考えます。

また、今一度このコロナ禍において、この奨学金の少し見直しをするべきではないかというふうにちょっと考えるんですが、今、相信のほうで対応されてるってということなんですけど、これをうちの町の審査として、給付型ということも、今後このコロナ禍の間だけで結構なんですけど、そういうふうなのをちょっと考える必要性もあるのかなって、ちょっと思いますが、教育長としてはどのようにお考えですか。

教育長（山崎洋一君）

一応ネッピー・みさきちゃん奨学金の場合は、このつくり上げた時の条例等で制定しておりますので、その中にはこの給付型として利用することはうたってございませんので、今、確かにコロナの状況で大変厳しいと思いますけども、それを変えて支給するというようなことはまだ考えておりません。

5番（後藤道子さん）

わかりました。

では②項目お願いします。

教育長（山崎洋一君）

後藤議員の第3問第②項「現在、コロナ禍において、地元出身学生への支援の考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、ネッピー・みさきちゃん奨学金は、南大隅町の次代を担う子供たちがふるさとへ愛着を持ち、将来南大隅町で活躍する人材となるべく、勉学に励むことを支援し、奨学金を活用した教育環境整備を進め、もって南大隅町への定住を促進することも規定として、金融機関から借りたネッピー・みさきちゃん奨学ローンの返還、またネッピー・みさきちゃん奨学ローン以外の奨学金を返済中のものが南大隅町に居住することで、奨学ローンの返還の補填財源として、南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金が設置されております。

基金設置条例の制定の趣旨に鑑み、この奨学金基金から給付型支援金の一律支給は、現在、計画にございません。

5番（後藤道子さん）

このネッピー・みさきちゃん奨学金の基金がありますよね。その基金の中から別途に地元の学生が、今このコロナ禍でアルバイトも出来ない状況、または両親の仕送りなんかでも困ってる状況にあるというふうに私は考えます。

せつかくこの奨学金として、こういう未来を担う子供たちのためにということ、宮迫さんからいただいた浄財です。それを活用するためには、今ではないかなというふうに考えるんですが、その辺りで何かいい方法として、支給型で生徒を学生を支援するというような方向性はないですか伺います。

教育長（山崎洋一君）

基金を使って支給する考えないかということですが、新型コロナウイルスの影響で長期化する中で、確かに困難を抱えている学生が増えていると思っております。

ただ国におきましては、今年4月より日本学生支援機構を窓口にして経済的な理由で学び続けることを諦めずに済むよう、1つ目には学生支援金給付金。2つ目には授業料等の減免と給付型奨学金により意欲のある学生の学びを支える奨学制度が創立されております。

各学校等においても学生を支援するための一人一人確実に情報が行き渡るように国から依頼がされております。そのことを考えますと、この制度を利用させていただいていないだろうかなというふうに考えておりますので、現在のところ基金を利用した給付型の計画は考えていないところであります。

先ほど申した1つ目の学生支援給付金というのは、一律に10万円、または非課税世帯の場合は20万円の寄附、それからもう1つの授業料等の減免と給付型奨学金の制度は世帯収入に応じた、何か3段階にあるように聞いております。

詳しくはまた担当課長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

教育振興課長（上大川秋広君）

それでは、ただいまの学生支援緊急給付金について述べさせていただきます。

まず学生支援給付金は、家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っていることや新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少しているなど要件を設定していますが、最終的には学校側が生徒の自己申告等により基づき、総合的に判断を行います。住民非課税世帯の学生は20万円、以外の学生は10万円でございます。

次に授業料減免と給付型奨学金でございますが、例といたしまして、4人家族、本人が大学生で、父親は給与所得者、母親については専業主婦ということで、兄弟が高校生で、

本人がアパートなどの自宅外から私立大学に通う場合ということで、例を出していただきますが、支援額といたしまして年額で収入世帯が 300 万円までか住民税非課税世帯の場合、給付型奨学金が約 91 万円、授業料減免が約 70 万円で合わせて約 161 万円が支給されます。

次に世帯収入が 400 万円までの世帯の場合、給付型奨学金が約 61 万円、授業料減免が約 47 万円で、合わせて 108 万円が支援されます。

次に世帯収入が 460 万円までの世帯の場合、給付型奨学金が約 30 万円、授業料減免が約 23 万円で合わせて 53 万円が支援されるようになっております。

5 番（後藤道子さん）

国にいろいろな支援があるっていうのは私も存じております。

ただ私がお願いしたいことは、このコロナ禍の地元の学生がアルバイトも出来なくて、そのアルバイトでいろんな報道を見てると、仕方がないので親にも言えなくて、夜の商売とか、そういう所でやって、自分の生活費を賄うとかそういう事例も出てきてますので、そういう方向性に行かず、学生がちゃんと勉学に励める環境のためにうちの町として、そういうのを支援する考えはないかということをお願いをしたところです。

今後、やはりこのコロナ禍は長く続くというふうに考えますので、国もこういうふうに支援をしますけど、うちの町は地元の出身の子供たちはこのように教育にも熱心に力を入れているんだというのも、示すためにも、この必要性を私は感じたので今回一般質問させていただきました。大変難しいとは思いますが、その辺りを一応検討していただいて、10 万円でも結構です。その学生に月 1 万という形ですと 12 万円です。それでもすごく学生にはありがたいというふうに考えます。

どうか検討をしていただくようお願いして私の一般質問を終わります。

副議長（浪瀬敦郎君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

13 : 15
～
13 : 21

（全員協議会）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第 2 議案第 31 号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 2 議案第 31 号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 31 号は、南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は「鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、現在、医療機関の窓口における保険適用分支払いについて、自己負担のない対象者を、住民税非課税世帯の未就学児から、住民税非課税世帯の高校生までに拡充することに伴う、用語の改正などであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第3 議案第32号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）について
- ▼ 日程第4 議案第33号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第5 議案第34号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第6 議案第35号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第7 議案第36号 令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第8 議案第37号 令和2年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第9 議案第38号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第32号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）についてから日程第9 議案第38号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第32号から38号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号は、令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千3百万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億8千49万5千円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に「ふるさと納税推進事業」、「定住促進住宅取得資金補助金」、「減債基金積立金」、「水産基盤機能保全事業」、そして新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止を決定した事業に係る事業費の減額等の計上及び人件費の調整を行い、歳入予算では所要の財源として、繰入金、前年度繰越金等を計上したものであります。

また「第2表 継続費補正」において、新庁舎備品購入事業に係る継続費の事業費確定による減額を行い、「第3表 債務負担行為補正」では、庁舎警備委託等、令和3年度の業務委託料等の追加を計上し、「第4表 地方債補正」においては、限度額の変更を行っております。

次に、議案第33号は、令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2百98万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8千3百30万2千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、保険給付費等の精算に係る償還金等を計上し、歳入予算では、繰入金、繰越金の調整を計上したものであります。

次に、議案第 34 号は、令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 83 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 9 百 6 万 9 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、施設管理費、医療費に係る経費の調整を行い、歳入予算では、繰入金の調整を計上したものであります。

次に、議案第 35 号は、令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 千 5 百 84 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 3 千 9 百 67 万 6 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、前年度事業の精算に係る国庫支出金等の返還金等の調整を行い、歳入予算では、国庫支出金、繰入金等の調整を計上したものであります。

次に、議案第 36 号は、令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 千 7 百万円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金及び備品購入費の調整を行い、歳入予算では、繰入金、雑入の調整を計上したものであります。

次に、議案第 37 号は、令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 千 2 百 50 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5 千 1 百 16 万 8 千円とするものであります。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合への納付金の調整を行い、歳入予算では、保険料、繰入金等の調整を計上したものであります。

次に、議案第 38 号は、令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、収益的収入および支出に、それぞれ 1 千万円を追加し、収益的支出の予定額を 3 億 4 千 9 万 8 千円、収益的収入の予定額を 3 億 3 千 9 百 61 万 3 千円とするものであります。

今回の補正は、支出では、施設のバルブ交換及び漏水等に伴う修繕料を計上し、収入におきましては、所要の財源として、補助金を計上したものであります。

また、第 3 条 債務負担行為において、水質検査業務委託等、令和 3 年度業務を計上しております。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第 32 号 一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明いたします。まず 1 ページでございます。

議案第 32 号 令和 2 年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年度南大隅町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千 3 百万 9 千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 94 億 8 千 49 万 5 千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、第 4 表 地方債補正による。

6 ページをお願いします。

第 2 表 継続費補正でございますが、新庁舎備品購入事業の備品購入費を補正前額 1 億 1 千 4 百 79 万円から 4 百 3 万 4 千円を減額し、1 億 1 千 75 万 6 千円とするものでございます。

次に、第 3 表 債務負担行為補正であります。

令和 3 年度に入りすぐに業務を始める必要があることから、庁舎警備委託等計 12 件の限度額の設定を追加するものでございます。

7 ページをお願いします。

第 4 表 地方債補正であります。

臨時財政対策債の限度額を 1 億 1 千 1 百 68 万 4 千円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

10 ページをお願いします。

歳入でございますが、9 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金 57 万 4 千円及び、10 款 地方特例交付金 1 百 73 万 4 千円につきましては、それぞれ交付額確定による調整でございます。

下段の 15 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金から 12 ページ中段の 16 款 県支出金、3 項 委託金までは国権支出金の確定等による調整でございます。

13 ページをお願いします。

18 款 寄附金、1 項 寄附金、2 目 ふるさと納税寄附金 4 千万円は 3 月までの歳入見込みを計上し、19 款 繰入金、1 項 基金繰入金、1 目 財政調整基金繰入金は、財源調整として 2 億 1 千 2 百 74 万 2 千円を減額、4 目 ふるさとおこし基金繰入金 8 百 50 万円は、今回補正する 2 事業に充当する特定財源として計上、5 目 地域振興基金繰入金は、財源調整として 2 千 6 百 63 万 4 千円を減額。

20 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金を補正予算に係る財源として前年度繰越金 2 億 4 千 7 百 60 万 4 千円。

21 款 諸収入、3 項 雑入、1 目 雑入に、次のページをお開きください。県市町村振興協会市町村交付金 5 百 40 万 1 千円。

22 款 町債、1 項 町債、8 目 臨時財政対策債を 8 百 31 万 6 千円減額計上をいたしました。

次に歳出でございますが 15 ページをお願いします。

まず、1 款 議会費以降各費目において人件費の調整を計上しております。

16 ページをお願いします。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、6 目 企画費にふるさと納税推進事業に係る経費として、7 節 報償費、記念品 1 千 2 百万円、11 節 役務費、通信運搬費 2 百 16 万円、手数料 8 百 4 万 8 千円を計上し、17 ページをお願いします。

14 目 減債基金費に繰越額の 2 分の 1 の 1 億 3 千 8 百 80 万 3 千円、16 目 ふるさとお

こし基金費に1千9百75万4千円をそれぞれ積立金として計上しております。

21 ページをお願いします。

下段の4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費に次のページをお開きください。ページ上段、簡易水道事業繰出金1千万円。

25 ページをお願いします。

5款 農林水産業費、3項 水産業費、4目 漁港管理費に田尻漁港沖防波堤補修工事請負費1千2百90万円を計上しております。

以上、よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第33号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第33号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百98万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8千3百30万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお開きください。

まず、歳出の主なものを説明いたします。

11款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、18目 保険給付費等交付金償還金、令和元年度に交付された保険給付費に係る交付金の確定見込みに伴い2百75万8千円を計上したものであります。

財源といたしまして6ページ。10款、1項 繰越金、1目 療養給付費等交付金繰越金に1千37万9千円を計上し、財源調整として一般会計繰入金に7百39万2千円の減額補正を計上したところでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（川越貢君）

次に、議案第34号 診療所特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず1ページをお開きください。

議案第34号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千9百6万9千円とする。

2 歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお開きください。

歳出でございりますが、主なものとしまして、人事院勧告及び会計年度任用職員の支給割合改正による職員手当等、共済費の減額と2款 医業費、2目 佐多診療所医療用消耗器

材費、10 節 需用費の消耗品費 20 万円、5 目 辺塚診療所医業用衛生材料費、10 節 需用費の医療用薬品代に 20 万円。

8 ページをお開きください。

2 款 医業費、6 目 佐多診療所医業用衛生材料費、10 節 需用費の医療用薬品代に 20 万円を計上いたしました。

6 ページをお開きください。

歳入では、今回の財源調整としまして一般会計繰入金 83 万 1 千円を計上いたしました。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

介護福祉課長（黒江鳴美君）

それでは、議案第 35 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第 35 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千 5 百 84 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 3 千 9 百 67 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお開きください。

まず歳入でございます。3 款 1 項 支払基金交付金、1 目 介護給付費交付金 2 百 85 万 3 千円でございますが、令和元年度決算確定による追加交付分でございます。

7 ページをお願いいたします。

8 款、1 項、1 目 繰越金、1 節 1 千 4 百 8 万 3 千円。財源調整に伴う前年度繰越金でございます。

8 ページをお開きください。

3 款 地域支援事業費、1 項、1 目 介護予防事業・生活支援サービス事業のうち、18 節 負担金補助及び交付金につきまして、上期はコロナの影響もありヘルパー、デイサービスの利用がやや減少傾向であったことから 2 百万円を減額するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

5 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、2 目 償還金、22 節 償還金、利子及び割引料 1 千 7 百 74 万 6 千円につきましては、令和元年度分精算に伴う国庫県費の返納分でございます。

以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

（「続けて。」と議長より声あり。）

介護福祉課長（黒江鳴美さん）

それでは続きまして、第 36 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第 36 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 千 7 百万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお開きください。

1 款 総務費、1 項 施設管理費、1 目 一般管理費、補正額 7 千円でございますが、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金及び備品購入費の調整を行うものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入予算では、繰入金 24 万 3 千円、下段の雑入でございますが、歳出に伴う 25 万円を調整計上したものでございます。

よろしくご審議ご決定をお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第 37 号をお願いします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第 37 号 令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千 2 百 50 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5 千 1 百 16 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1 款、1 項 後期高齢者医療保険料、1 目 特別徴収保険料に 9 百 35 万 6 千円、同じく 2 目 普通徴収保険料に 5 百 10 万 5 千円を計上いたしました。

3 款 繰入金、1 目 一般会計繰入金は、財源調整のため 3 百 39 万 2 千円を減額いたしました。

5 款、1 項、1 目 繰越金に 1 百 43 万 4 千円を計上しております。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款、1 項、1 目 後期高齢者医療広域連合納付金に、被保険者保険料として 1 千 4 百 66 万 4 千円を追加し、保険基盤安定分担金の 2 百 16 万 1 千円の減額とあわせて、1 千 2 百 50 万 3 千円を計上したところでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

建設課長（増田恭一君）

次に、議案第 38 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）
（総則）

第 1 条 令和 2 年度南大隅町水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 2 年度南大隅町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入について、第 1 款 事業収益、第 2 項 営業外収益、既決予定額の収入 1 億 9 千 4 百 77 万 5 千円に対し、1 千万円増額の 2 億 4 百 77 万 5 千円。

支出について、第 1 款 事業費用、第 1 項 営業費用、既決予定額の支出 2 億 8 千 8 百 98 万 9 千円に対し、1 千万円増額の 2 億 9 千 8 百 98 万 9 千円。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

水質検査業務委託など合わせて 5 件の委託業務でございます。

補正予算の内訳としまして 3 ページをお願いいたします。

収入としまして、1 款 事業収益、2 項 営業外収益、2 目 他会計補助金、1 節 一般会計補助金について、先ほどの議案第 32 号による一般会計からの繰入れに伴う 1 千万円の増額でございます。

支出としまして、1 款 事業費用、1 項 営業費用、1 目 原水及び浄水費、19 節 修繕費について、浄水場などの設備修繕料として 7 百万円。また、2 目 配水費、19 節 修繕費について、水道管の漏水対応などによる配水管維持修繕料として 3 百万円の増額でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12 月 18 日は、午前 10 時から本会議を開きます。

12 月 6 日は、常任委員会となっております。

本日は、これで散会します。

散 会 : 令和 2 年 12 月 11 日 午後 1 時 55 分